

高齢者の講習制度が変わります

～道路交通法の一部改正～ 平成29年3月12日施行

70歳以上75歳未満の運転者の方

更新時の
高齢者講習が合理化されます！

- ◆ 現行の3時間から2時間に短縮！
- ◆ 安全運転をしていただくために内容も充実！



75歳以上の運転者の方

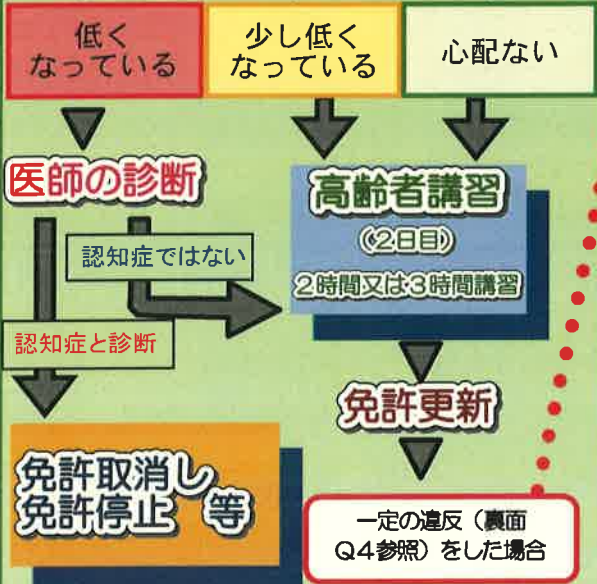
認知機能検査と
高齢者講習を2日間で実施！

- ◆ 認知機能検査の結果で講習時間が2時間と3時間に！
- ◆ 認知機能検査（1日目）、高齢講習（2日目）の計2日間でを行うことに変更！

3年ごとの更新時

更新時認知機能検査(1日目)

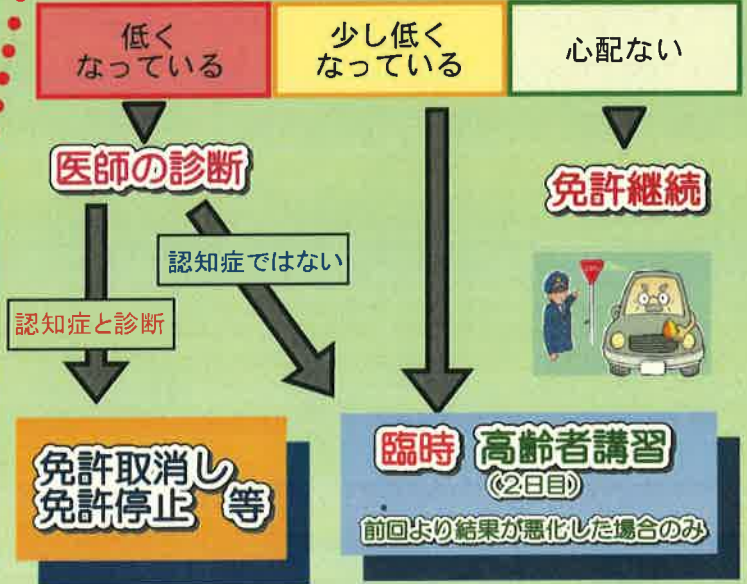
～運転に必要な記憶力、判断力に関する簡易な検査～



一定の違反を行った時 (裏面参照)

臨時認知機能検査(1日目)

～運転に必要な記憶力、判断力に関する簡易な検査～



お問い合わせ

山形県総合交通安全センター
山形県警察本部交通部運転免許課 講習係
電話 023-655-2150



Q 1 今回の法改正による高齢運転者対策の目的は何ですか？



75歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数が増加傾向にあるなど、高齢運転者に係る事故情勢が厳しくなっていることから、認知機能（運転に必要な記憶力、判断力）の低下のおそれがある高齢運転者の方に、タイムリーに医師の診断や安全運転支援（安全運転指導）を行えるようにするためです。



Q 2 認知機能検査って何ですか？

75歳以上の高齢運転者の方に、自分の認知機能の状況を簡易な検査によって自覚してもらい、引き続き、安全な運転を継続できるよう支援する目的で行う検査です。

※ 認知症の診断を行うものではありません。

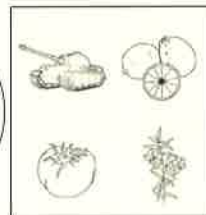
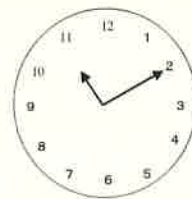


Q 3 認知機能検査では、どんな検査をするのですか？



おおむね次の内容で行われます。

- ① 年月日、曜日、時刻を答える
- ② 見た絵を覚え、どんな絵だったかを答える
- ③ 指示された時刻の時計の絵を描く



Q 4 臨時認知機能検査の対象となる違反とはどのような違反ですか？

認知機能が低下すると行われやすいとされる「信号無視」、逆走などの「通行区分違反」、「指定場所一時不停止」、「横断等禁止違反」など、18項目の違反が対象となります。（詳細は下の表のとおり）

| | | | | | |
|--------|-----------|--------------|-------------|-----------------------|------------|
| 信号無視 | 横断等禁止違反 | 交差点右左折等方法違反 | 優先道路通行車妨害等 | 横断歩道等における横断歩行者等妨害 | 指定場所一時不停止等 |
| 通行禁止違反 | 進路変更禁止違反 | 指定通行区分違反 | 交差点優先車妨害 | 横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害 | 合図不履行 |
| 通行区分違反 | しゃ断踏切立入り等 | 環状交差点左折等方法違反 | 環状交差点通行車妨害等 | 徐行場所違反 | 安全運転義務違反 |

Q 5 一定の違反をしてしまいました。どうすればいいのでしょうか？



連絡が入るまでお待ち下さい。

次回の更新日などを検討し、その結果、臨時認知機能検査を受けていただく必要がある場合には、公安委員会から通知、又は警察の担当者から連絡をさせていただきます。